

市有地の先着順売払について（令和7年度第2回）

令和7年12月9日実施の市有地公募売却事業・一般競争入札売払において、落札されなかった物件又は落札者が売買契約を締結しなかった物件（以下「先着順売払物件」という。）について、**先着順にて買受人を募集します。**

1 売払物件

別表「先着順売払物件一覧表」のとおり。

詳細は「令和7年度第2回市有地公募売却事業・一般競争入札売払募集要領」（以下「募集要領」という。）をご確認ください。御不明な点は、末尾の書類提出先・問合せ先にお問い合わせください。また、物件の有無は応募状況により変化いたしますので、必ず事前にご確認ください。

2 買受募集期間

令和7年12月23日（火）から令和8年2月13日（金）まで（土日、祝日及び年末年始を除く）
受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

3 申請方法

(1) 次のものをご用意の上、末尾の書類提出先窓口に**直接お持ち願います。**

電話、郵送等による申込みは受け付けません。

ア 市有財産等買受申請書（本案内書に添付のもの。記名の上、押印するか、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」欄に記載してください。）

※書類への押印は全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください。（スタンプタイプのものは不可。）なお、売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきますので、**法人の場合は、「代表者の肩書」の入った印鑑**をお願いします。

イ 添付書類（**発行後3か月以内のもの**） 共有名義の場合は各自1通ずつ

個人の場合：住民票（※1）

身分証明書（※2）

登記されていないことの証明書（※3） 各1通

法人の場合：資格証明書（※4） 1通

担当者の名刺（1枚）

（※1） 住民票：**個人番号（マイナンバー）の記載のないもの**

（※2） 身分証明書：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類（※運転免許証等ではありません。）

（※3） 登記されていないことの証明書：各地方方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。**【成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない】ことの証明を取得してください。**

（※4） 資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

ウ 誓約書

エ 役員名簿（法人のみ）

(2) 代理人により買受申請を行う場合は、委任状（本案内書に添付のもの）をご提出ください。

（注）1 **法人の買受申請者がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。**

2 委任者及び受任者双方とも押印し、資格証明書を添付願います。

4 買受人の決定方法

- (1) 横浜市の定めた最低売却価格以上（落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上）の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。
- (2) 各日の受付開始時点（午前9時）において、(1)の条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と売買契約を締結します。なお、提示金額が同額である場合は、当該申請者にくじを引いていただき、買受人を決定します。

5 特約条件

- (1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。なお、契約内容については募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）をご参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」及び「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

- (2) 落札者が(1)の条件に違反したときは、売買代金の30%（円未満切上げ）に相当する金額を違約金として横浜市へ支払わなければなりません。
- (3) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、横浜市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

6 売買契約書（標準契約書）

募集要領をご確認ください。

7 売買契約の締結期限等

(1) 契約の締結期限

買受申請書をご提出いただきました後、内部処理を行ったうえ、売払通知書をお送りします。

その送付日の翌日から30日以内かつ令和8年3月31日（火）までに売買契約を締結していただきます。

期限までに契約を締結されない場合は、買受者としての資格が失われ、横浜市が通知する日から2年間市有地公募売却の一般競争入札への入札参加資格を停止します。

(2) 売買契約締結場所

書類の提出先・問合せ先に同じ

8 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同時に全額納付願います。

(2) 契約保証金払

売買契約締結と同時に契約保証金として、売買代金の10%以上（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

なお、期限までに売払代金（残金）の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札への参加資格を停止します。

9 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額が納付されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。

- (2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います。
- (3) 売買契約書（横浜市保管用のもの１部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

10 担当窓口

【書類の提出先・お問合せ窓口】

〒231-0005 横浜市中区本町６丁目５０番地の１０

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課入札担当（横浜市役所12階）

電話 045-671-2264

E-mail : za-uriti@city.yokohama.lg.jp

受付時間：午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

【市有地公募売却のホームページ】（「先着順売却」のページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>

先着順売払物件の追加売却・中止・受付終了等に関する情報は、上記ホームページにて告知いたします。

<参 考>

【契約に当たっての費用】

- 1 売買代金・・・買受金額
- 2 印紙税額（収入印紙）

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1 千円
500万円を超え 1 千万円以下	5 千円
1 千万円を超え 5 千万円以下	1 万円
5 千万円を超え 1 億円以下	3 万円
1 億円を超え 5 億円以下	6 万円

3 登録免許税

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×
（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）